湖西市告示第194号

湖西市小中学校給食長期停止者給付事業実施要綱を次のように定める。

令和 8 年 10 月 7 日

湖西市長　田内　浩之

湖西市小中学校給食長期停止者給付事業実施要綱

（目的）

第1条　この要綱は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第4条の規定により実施する学校給食（同法第3条第1項に規定する学校給食をいう。以下同じ。）に関し、給食の提供を受けていない児童又は生徒の保護者に対し小中学校給食長期停止者給付費（以下本則において「給付費」という。）を交付することにより、当該保護者の経済的負担の軽減を図り、もって当該児童又は生徒の健やかな成長に寄与することを目的とする。

（給付費の交付対象者）

第2条　給付費の交付対象となる者は、湖西市立小学校に在籍する児童（次条において「児童」という。）又は湖西市立中学校に在籍する生徒（次条において「生徒」という。）の保護者であって、あらかじめ市長に次の各号のいずれにも該当する給食の停止（一部を停止するものを除く。）の届出をしたものとする。

(1)　給食の停止期間が月の初日（その日に学校給食を実施しないときは、当該月において最初に学校給食を実施する日。次条において同じ。）から末日（その日に学校給食を実施しないときは、当該月において最後に学校給食を実施する日。同条第2項において同じ。）までの連続する期間（8月における期間を除く。）を含むものであること。

(2)　給食の停止が、一時帰国によるものでないこと。

（給付費の額等）

第3条　給付費は、月を単位として交付するものとし、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　児童　月額5,200円

(2)　生徒　月額6,000円

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる月分の給付費は、交付しない。

(1)　前条の届出に係る児童又は生徒が給食を喫食した月

(2)　前条の届出に係る給食の停止期間が月の初日以外の日から開始し、又は月の末日以外の日に終了する場合における当該月

(3)　8月

3　前項の場合において、給食の停止を開始しようとする日が属する月において最初に学校給食を実施する日の5日前の日（4月にあっては、入学式の日から3日後の日）までに前条の届出をしていないときは、当該月の初日以外の日から給食の停止を開始したものとみなす。

4　前項に規定する期間中に湖西市の休日を定める条例（平成2年湖西市条例第12号）第1条第1項に規定する市の休日がある場合においては、当該期間は、当該休日を除いた期間とする。

（給付費の支払）

第4条　給付費は、年に2回、次条の規定による申請に基づき、4月から7月までの月分及び9月から翌年3月までの月分をそれぞれ一括して支払うものとする。

（給付費の申請手続）

第5条　給付費の交付を受けようとする者は、湖西市小中学校給食長期停止者給付事業給付申請書（様式第1号）に、必要な関係書類を添えて、市長が指定する日までに申請しなければならない。

（給付費の交付決定）

第6条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付費の交付の可否を湖西市小中学校給食長期停止者給付事業給付費支給・不支給決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（給付費の返還）

第7条　市長は、虚偽の申請その他不正の手段により給付費の交付を受けた者があるときは、その者に対し、その交付した額の全部又は一部を返還させるものとする。

（補則）

第8条　この要綱に定めるもののほか、給付費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

1　この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

2　この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。



様式第１号（第５条関係）

湖西市小中学校給食長期停止者給付事業給付申請書

申請日　　年　　月　　日

（宛先）湖西市長

申請者（口座名義人と同一）
住所
氏名
続柄
TEL

次のとおり給食費長期停止者給付事業給付費（以下この様式中において「給付費」といいます。）の交付を申請します。

なお、申請に当たり、次の事項に同意します。

【同意事項】

・申請内容等に偽りがあった場合や、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、交付済みの給付費について速やかに返還します。
・給付費の要件等の審査等をするため、市が必要な住民基本台帳情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関及び学校等に求めることに同意します。
・市が交付決定をした後、申請書の不備により振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、　年　月　日までに申請者に連絡・確認ができない場合は、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。

２．対象の児童又は生徒に関する情報について

（フリガナ） 氏名	（　　）	生年月日	年　月　日
		学校名	小・中学校
停止(予定)月	月～　月	学年・クラス	年　組

３．振込口座について　※口座名義人は申請者と同一としてください

金融機関名		支店名
銀行・信用金庫 農協・信用組合		本店 支店
口座種別	口座番号（記号番号）	口座名義人カナ
普通　・　当座		

※ゆうちょ銀行への振込みを希望する方で支店名や口座番号が分からない方は、口座番号欄に記号番号を記入してください。

様式第２号（第６条関係）

第　　号
年　月　日

様

湖西市長

湖西市小中学校給食長期停止者給付事業給付費支給・不支給決定通知書

年　月　日付けで申請のあった湖西市小中学校給食長期停止者給付事業給付費について、下記のとおり支給・不支給を決定したので通知します。

記

１　支給決定

支給決定額	円

２　不支給決定

不支給理由	

以上